

告 示

埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

埼玉県議会議長 田 村 琢 実

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程(平成七年埼玉県議会告示第一号)

の一部を次のように改正する。

第九条中「認印するとともに、」を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の訂正願は、様式第五号によるものとする。

様式第一号から様式第四号までの規定中「埼玉県議会議員」を

「埼玉県議会議員」に改める。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

訂 正 願

埼玉県議会議長 様

埼玉県議会議員

埼玉県議会の議員の資産等の公開に関する規程第9条の規定により、
次のとおり報告書を訂正いたします。

報告書名

訂 正 箇 所 (訂 正 前)	訂 正 内 容 (訂 正 後)

附 則

この告示は、令和三年一月一日から施行する。